

国勢調査による同性カップル集計をめぐる動向

—日米比較からみたマイノリティの統計的可視化の意義—

金沢大学人文学類 岩本健良

1 はじめに

国勢調査では、世帯の一人(世帯主)を取り上げ、残りの全員について、性別と世帯主との続柄を回答する形式となっている。このためクロス集計すれば同性カップルの数やその家族構成を明らかにでき、人口学的にも社会政策的にも貴重な調査データである。国際的には人権課題として性的指向にかかわらず同等の社会的権利を保障すべきとの動きが強まっており、国連人権理事会でも取り組まれている。同性婚を法的に認める国・地域は 40 以上に増えている。日米の動向を比較し、アメリカでの国勢調査を用いた分析を紹介しながら、マイノリティ可視化としての社会統計の意義とあり方を考察する。

2 日本の現状と課題

日本では国勢調査に関して、異性カップルの場合は事実婚も法律婚に含めて集計される。しかし「同居し同一生計の同性カップル」が「ありのままの姿」を回答しても誤記として「修正」され、別世帯として扱われたり、居候や友人とのルームシェアに含めて集計されている。性的マイノリティ(LGBT)の支援団体から2010年、2015年調査に先立ち、同一世帯として集計するよう、また研究目的の集計を可能とするため原データを保存するよう、改善要望が総務省統計局に出された。2010年の調査の際には国会質疑もなされ、別世帯への分割はなくなったが、要望に反して、いまだ同性カップルの世帯数の集計は行われていない。また調査票は溶解され、「修正」前のデジタルデータも現存せず、貴重な原データは失われている。

3 アメリカの動向と分析

アメリカでもかつて1990年には、2010年の日本のように、同性カップルであっても一方の性別を変更するか、続柄をきょうだいやルームメイトに変更し、「同性カップルが存在しない」かのように集計がなされていた。2010年には国勢調査局(US Census Bureau)が続柄の選択肢に同性配偶者・同性パートナーの2つを加え、以降、同性カップルの数を公表している(釜野 2011)。2014年には同性カップルも「家族」に分類して集計し、法律婚・事実婚あわせて25万組の同性カップルがいると発表された。またこのデータの分析をもとに、貧困層の支援や同性カップルの子育て支援など社会政策的な活用が図られている。

4 おわりに

統計の目的である「社会的事実」の把握に即して、多様な家族の実像を直視して経済的・歴史的資産ともなるデータを保存し、社会施策にも生かす懐の深さが国勢調査にも必要であろう。

参考文献

釜野 さおり 2011. 「人口学とクィア・スタディーズ」 『人口学研究』 47: 25-35.

United States Census Bureau 2017. 'Same Sex Couples Main'. (同性カップル集計のポータルサイト)

<<https://www.census.gov/topics/families/same-sex-couples.html>>